

# 令和6年度共同募金地域活動助成事業実施要綱

## 目的

市内の各団体等が、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施するための経費を支援することを目的とします。

## 事業の実施主体

市内の団体やボランティアグループ、自治会等

## 対象となる事業及び経費

◆地域における福祉活動全般に要する経費で、単なる団体の運営費など事業実施に直接関係のない経費は対象としません。なお、申請される事業に対し、他から補助金・助成金等を受領または受領予定の場合は、原則対象外とします。

- (1) 諸謝金・・・研修会、講演会やシンポジウム等における講師等への謝礼
- (2) 旅費・・・講師への旅費（団体等のメンバー及びその関係者の交通費は対象外）
- (3) 通信運搬費・・・切手代、ハガキ代（団体等のメンバー及びその関係者の電話代は対象外）
- (4) 印刷製本費・・・資料作成代、コピー代、印刷代
- (5) 備品購入費・・・見積書（原則、出水市内に店舗のある業者に限りです）
- (6) 消耗品費・・・商品代（景品）や飲食費（弁当、お茶菓子）は対象となりません。

### 【対象となる事業の例】

- 例1：自治会行事（運動会など）の参加者で足の悪い方がいるので、公民館に車いすを整備し、少しでも参加しやすい環境づくりをしたい。
- 例2：自治会で次年度から地域活性化のため新たに文化祭を計画しているが、自治会の予算だけでは資金が足りないため助成をお願いしたい。
- 例3：自治会でさまざまな活動（ころばん体操、いきいきサロン、敬老行事など）を行っているが、椅子がないため、椅子を整備し、少しでも参加しやすい環境づくりをしたい。

◆その他会長が必要と認める事業

## 留意点

◆助成を受けた回数・年度によって、申請が可能となる時期が異なりますのでご注意ください。

- (1) 助成をうけたことがない → 今回申請ができます。
- (2) 過去1回助成を受けた → 助成を受けた年度の2年後以降に申請ができます。
- (3) 過去2回以上助成を受けた → 最後に助成を受けた年度の3年後以降に申請ができます。  
詳しくは下の表をご覧ください。

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
助成を受けたことがない団体等					○→		
過去1回 助成を受けた団体等	助成を受けた年度が 令和4年度以前	助成			○→		
	助成を受けた年度が 令和5年度			助成		○→	
過去2回以上 助成を受けた団体等	最後に助成を受けた年度が 令和3年度以前	助成			○→		
	最後に助成を受けた年度が 令和4年度		助成			○→	
	最後に助成を受けた年度が 令和5年度			助成			○→

「○」の年度以降に申請が可能になります。申請可能年度が不明な団体は、事務局までお問い合わせください。

- ◆共同募金活動（募金活動や街頭募金）に協力していただける団体・自治会が対象となります。（個人での申請はできません。）
- ◆前年度（R4年度）及び今年度（R5年度）、共同募金へ協力いただけなかった自治会は、申請できません。
- ◆対象とする事業の総事業費は、配分限度額の3倍以内であること。
- ◆単年度の助成ですので、経常経費は対象となりません。
- ◆助成金の使用に当たっては、自己（団体含む）、または関連団体等が支払先となる支出は禁止します。
- ◆備品や印刷物等には赤い羽根共同募金から支援を受けていることを明示（シールの添付や印刷物への掲載等）していただきます。
- ◆複数の出水市民を対象とする市内で行なう事業とします。
- ◆申請に関わる団体の活動や趣旨、事業内容が政治、宗教、営利などを目的としないこと。
- ◆申し込みは原則として1団体1事業とします。
- ◆自治会内の活動団体（サロンや見守り隊など）からの申請も自治会からの申請扱いとなります。
- ◆利用対象者及び活動者が概ね半数以上重複する場合等は同一団体とみなし、申請はできません。必要に応じて会員名簿の提出を求めることがあります。
- ◆委員会での選考に対し、異議申し立ては行わないことをご了承のうえご応募ください。また、不採用になった場合においても申請者に対し、その理由の開示は行いませんので、あらかじめご了承ください。

### 配分限度額

- ◆事業費の4/5以内で助成限度額は50,000円とする。
- ◆応募多数の場合は、まず新規申請を優先し、次に過去の助成回数の少ない自治会（団体）から助成決定します。

### 調査

事例によっては、現地調査・訪問を行う場合があります。

### 配分決定後の負担条件

事業が完了したら、事業活動報告、助成金交付申請書、領収書（写）、写真を添付のうえご提出いただきます。（助成金は、事業完了後の支払いとなります。）

### 申請受付期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月10日（水）17時まで

### その他

申請書は出水市社会福祉協議会 本所事業課・高尾野支所・野田支所に設置してあります。

**この事業は、来年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に実施する事業が対象となりますので、申請の際にお間違えのないようご注意ください。**

### お問い合わせ先

出水市社会福祉協議会	本所事業課	☎63-4180	担当：前田、片川
出水市社会福祉協議会	高尾野支所	☎82-4850	担当：伊原、中野
出水市社会福祉協議会	野田支所	☎84-2066	担当：島元、徳山